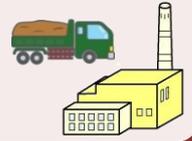


# 清掃センター 最終処分場

# での処理について



大型ごみや引越しなどで大量に出たごみ等はごみステーションへ出せません。市が許可した収集運搬業者に処理を依頼するか（有料）、次の施設に自己搬入してください。

令和4年10月1日から清掃センター及び最終処分場への搬入は有料となりました。

詳細は25ページをご覧ください。

## 清掃センター

【所在地】新居浜市観音原町乙122番地1

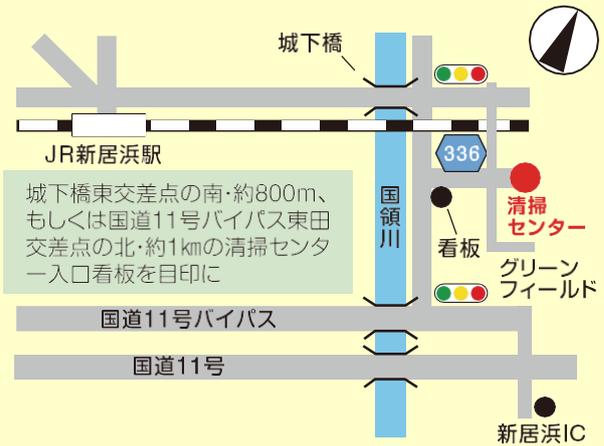
【電話番号】41-4225

【業務時間】月曜日～土曜日、第2日曜日  
8:30～16:00

祝日等は休業日となる場合があります。

なお、12月を除いて毎月29日以降は、施設点検のため「燃やすごみ、布団類、古紙類」以外は搬入できません。

施設の休業日はごみカレンダーでご確認ください。  
※年末やゴールデンウィークは組み合わせるので、自己搬入はなるべくお避けください。



搬入できるもの※ごみの種類ごとに分別して搬入してください。

### ごみステーションへ出せるもの

●燃やすごみ ●不燃ごみ ●プラスチック製容器包装 ●びん・缶 ●ペットボトル ●古紙類 ●有害ごみ

### ごみステーションへ出せないが清掃センターへの搬入ができるもの

●大型ごみで収集できるもの

戸やサッシなどの建具、角材・パイプ（150cm以下）、トタン、たたみ、板（180cm×90cm以下）、プラスチック波板（180cm×90cm以下）など

●剪定くず（150cm以下、直径は25cm以下） ●竹（100cm以下） ●家庭用パソコン

●切り株・根っこ（直径25cm以下） ●健康器具：マッサージチェア、ランニングマシン、サイクリングマシン、乗馬マシン（1家庭年それぞれ1台まで、自己降ろしすること。一部処理困難物有。）

●家屋などの解体ごみ（業者搬入は事業系ごみ扱い）

※80㎡以上の建物の解体は、建設リサイクル法により事前の届け出が必要になりますので、新居浜市建築指導課（65-1273）へお問合せください。

## 最終処分場

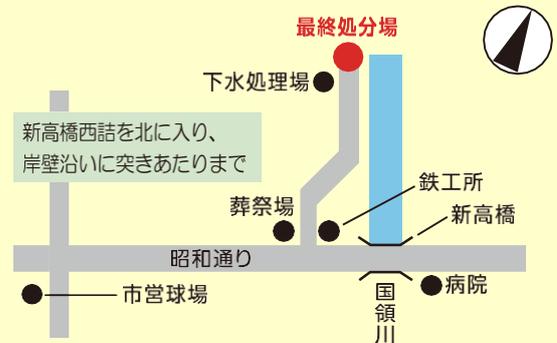
【所在地】新居浜市菊本町二丁目817番2地先

【電話番号】37-5300

【業務時間】月曜日～土曜日、第2日曜日  
8:30～16:00

祝日等は休業日となる場合があります。

施設の休業日はごみカレンダーでご確認ください。



搬入できるもの※家庭から出たものを自己搬入する場合に限りです。

●ブロック（30cm以下） ●コンクリート片（30cm以下） ●がれき（30cm以下） ●瓦  
●庭石（30cm以下） ●土砂（草などを取り除く） ●レンガ ●スレート（石綿を含まないもの）

※搬入できるのは1世帯あたり年間1トンまでになります。

# 家電リサイクル法対象品の処分について

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は「家電リサイクル法」に基づき、メーカーにリサイクルが義務付けられており、市では処分できません。購入店もしくは最寄りの電気店又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に処分を依頼するか、メーカー指定引取場所へ直接搬入してください。（市で収集は行いません。）

なお、処分するためにはリサイクル料金、収集運搬料金が必要です。

（メーカー指定引取り場所まで直接搬入の場合はリサイクル料金のみ）

## リサイクル料金（税込）（令和7年10月現在）

### テレビ

（ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL製品）



15型以下・・・1,320円～3,100円  
16型以上・・・2,420円～3,700円

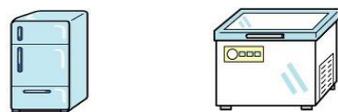
### エアコン（室外機を含む）

※天井埋込型のものは対象外です。



990円～2,000円

### 冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫・ワインセラー



170ℓ以下・・・3,740円～5,200円  
171ℓ以上・・・4,730円～5,600円

### 洗濯機・衣類乾燥機



2,530円～3,300円

## 処分方法

- ・購入店がわかる
- ・買い替えをする

その販売店にリサイクル料金＋収集運搬料金を支払い、処分を依頼してください。

- ・購入店がわからない
- ・購入店がすでに無い

最寄りの家電小売店又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に相談し、リサイクル料金＋収集運搬料金を支払い、処分を依頼してください。

- ・指定引取り場所へ自分で搬入する

事前に最寄りの郵便局でリサイクル券を購入し、指定引取り場所へ搬入してください。



家電リサイクル法対象品の処分方法HPはこちら

※収集運搬料金は販売店、一般廃棄物収集運搬業許可業者により異なりますので事前にお問い合わせください。

※郵便局でリサイクル券を購入する際は、手数料が別途かかります。

※郵便局はリサイクル料金の払込のみ行っています。料金、払込方法、排出の仕方等については、事前に「家電リサイクル券コールセンター（0120-319640）」にお問い合わせください。「家電リサイクル券センター」のホームページでも確認できます。

## 自己搬入の場合の指定引取場所

### 四国西濃運輸(株) 新居浜営業所

住所 西条市飯岡字杉ノ木1370番地

電話 56-7088

受入時間 9時～16時30分  
(12時から13時を除く)

休業日 日曜・祝日・年始・盆休み、  
土曜日（不定期）

### きんせい 金生運輸(株)

住所 四国中央市川之江町4121番地9

電話 0896-58-4356

受入時間 9時～16時30分  
(12時から13時を除く)

休業日 日曜・祝日・年始・盆休み、  
土曜日（不定期）

事前に郵便局でリサイクル券を購入の上、製造メーカーにかかわらず、上記のいずれかの場所まで、直接持ち込んでください。なお、時間帯によっては受け入れができない場合がありますので、事前に電話等で確認してください。

# 家庭用パソコンの処分について

家庭用パソコンは、次の①②の方法のいずれかで処理してください。

## ①メーカーによる回収（「資源有効利用促進法」に基づく。）

PCリサイクルマークがあるものは無料で処分できます。マウスやキーボードなどの付属品と一緒に回収してもらえますが、プリンターやスキャナーなどの周辺機器と一緒に回収できませんので、30cmを超える場合は清掃センターへ自己搬入するか、「大型ごみ」として戸別収集受付専用電話にお問合せください。30cm以下の場合は「不燃ごみ」として出してください。



パソコンに左のマークがあれば、送料含め無料で処分できます。  
(平成15年10月以降に販売されたもの)

リサイクル

### メーカー回収による処分手続きの流れ

メーカーのリサイクル受付窓口に回収の申し込みをします。



エコゆうパック伝票が届いたら、パソコンを梱包して、エコゆうパック伝票を貼り付けます。



エコゆうパック伝票に記載された郵便局に戸別収集を依頼するか、最寄りの郵便局の小包窓口に持ち込んでください。  
※輸送料金はかかりません。



## ②清掃センターへの自己搬入（PCリサイクル料金不要。通常のごみ処理手数料は必要。）

小型家電リサイクル法の施行により、自己搬入のみ受け入れ、国の認定事業所へ引き渡します。搬入に係るごみ処理手数料については25ページを参照してください。

(※個人情報が含まれるデータは必ず消去してから、清掃センターに自己搬入してください。)

回収するメーカーが不明なパソコンやディスプレイかの判断が難しいパソコン、自作のパソコンの処分については、右の「パソコン3R推進協会」に申し込んでください。なお、処分料金はメーカー、機種により異なります。

### パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685

受付時間9:00~12:00、13:00~17:00

(土日・祝日を除く)

<http://www.pc3r.jp/>

# 携帯電話等の処分について



モバイル・リサイクル・ネットワーク

携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。

通信事業者とメーカーからなる携帯電話・PHSの自主的なリサイクルシステム「モバイル・リサイクル・ネットワーク」により、携帯電話・PHS、スマートフォンの本体、電池、充電器は、ブランドに関係なく無償で左記のマークのある販売店等で回収を行っています。

また、不要になった携帯電話等に蓄積、保存されたデータを消去するサポート等も行っていますので、最寄りの販売店等へ持参し、リサイクル回収にご協力ください。

# 家庭用消火器の処分について

(社)日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して全国的なリサイクルを行っています。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。

市内のリサイクル申し込み窓口(特定窓口)(令和7年10月現在)

社名	住所	電話番号	受付時間
いずみサポート(株) 愛媛支社	新居浜市惣開町5番2号	32-5303	8:00~16:45(土日・祝日 及び指定定休日を除く)
(有)矢野商会	新居浜市江口町10番17号	32-4696	9:00~17:00(日曜・祝日 及び指定定休日を除く)
(有)鈴木防災	新居浜市船木甲5085番地1	40-3339	8:00~17:00(土日・祝日 及び指定定休日を除く)

処理料金としてリサイクルシール代が必要です。ただし、平成22年以降に販売された消火器には購入価格にリサイクル料金が上乗せされ、リサイクルシールが貼付されています。(引取りを依頼する場合は、別途収集・運搬料金が必要)



※消火器は特殊な高圧容器構造になっているため、市の施設では処理できません。

# 廃棄二輪車の処分について

廃棄二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用をめざして、二輪車のメーカーなどが中心となって自主的に取り組む「二輪車リサイクルシステム」が開始され、現在では廃車時に無料で引取りされます。

(二輪車リサイクルシステム参加事業者が国内で販売した二輪車に限る)

## 廃棄二輪車の処分方法

### 廃棄二輪車取扱店に持ち込む場合

右のステッカーが掲示されている取扱店に備え付けの管理票に記入し、廃棄二輪車を引き渡します。

※指定引取窓口までの収集運搬料金がかかります。



持ち込みの際には、二輪車の所有者や、排出者が確認できる書類が必要になります。なお、廃棄二輪車の処分に関する詳しいことは下記にお問い合わせください。

二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727

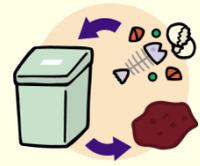
受付時間 9:30~17:00(土・日・祝日・年末年始等を除く)



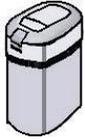
# 生ごみ処理容器等補助金について

家庭から出る生ごみをたい肥として資源化し、ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理容器等を購入するご家庭に対し、購入費の一部を助成しています（指定機種が対象）。

申請者本人の確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）、印鑑（朱肉を使うもの）を持参のうえ、それぞれ申請してください。



※購入前に申請手続きが必要です。

補助対象	補助金額	補助基数	申請場所
 <b>電気式 生ごみ処理機</b>	本体価格の2分の1以内 (上限20,000円)	5年度毎に 1家庭1基まで	市内の 指定販売業者
 <b>コンポスト</b>	本体価格の2分の1以内 (上限3,000円)	年度内に 1家庭2基まで	市役所2階 廃棄物対策課 又は 指定販売業者
 <b>密閉式容器</b>	本体価格の2分の1以内 (上限3,000円)		

※コンポスト・密閉式容器の申請場所は、器種によって廃棄物対策課と指定販売業者にわかれます。

## ダンボールコンポスト



誰でも簡単に始められる「ダンボールコンポスト」販売の他、相談会、講習会も絶賛実施中！！



詳しくは  
こちらをチェック！

# 資源ごみ集団回収推進事業について

ごみの減量化・資源化を目的として、資源ごみ集団回収活動を行っている市民団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付しています。

奨励金を申請するためには、まず、団体登録の手続きが必要です。  
(年度途中の登録も可能です。)

## 集団回収を実施した後は？

奨励金の交付は、年2回、半期ごとに行います。

集団回収を実施後、回収業者が発行する「資源ごみ回収買上証明書」を提出してください。  
買上証明に基づき、奨励金額を査定し、各期の翌月の月末までに交付します。

## 奨励金額

市場価格の変動に伴い、奨励金額は変更になる場合があります。



詳しくは  
こちらを  
チェック



# リユース・リサイクルについて

## 衣類の回収について

市役所1階ロビーをはじめ、市関係施設に回収ボックスを設置して衣類を回収し、リユース、リサイクルしています。不要となった衣類をご自由にお持ち込みください。

### 回収できるもの

- ①衣類全般（タンスにしまえるもの）
- ②シーツ、毛布、タオル

### 主な回収場所

◆市役所一階ロビー ◆総合福祉センター ◆高齢者生きがい創造学園  
他の回収場所については24ページをご参照ください。（一部、回収できるもの、できないものが異なります。）

### 回収できないもの

- ①布団、座布団、枕、カーテン
- ②ぬいぐるみ
- ③帽子、靴下、手袋など頭・足先・手で使用するもの
- ④革製の衣類

## 使用済み天ぷら油の回収について

市役所1階ロビーをはじめ、市関係施設、民間施設に回収ボックスを設置して使用済み天ぷら油を回収し、リサイクルしています。

### 持参時のお願い

- ①ペットボトルなどの密閉容器に入れて持ち込んでください。
- ②ラードは回収できません。

### 主な回収場所

- ◆市役所1階ロビー ◆口屋跡記念公民館 ◆角野公民館
- ◆高津公民館 ◆中萩公民館 ◆新居浜公民館 ◆若宮公民館
- ◆神郷公民館 ◆船木公民館 ◆ウイメンズプラザ
- ◆高齢者生きがい創造学園 ◆その他民間施設

## 不用品伝言板の利用について

家庭から出る不用品を登録し、希望者がいた場合は直接連絡を取り合って、受け渡しをしていただくシステムです。

また、探している品物も登録でき、譲っていただける方を探すこともできます。

### 利用できる方

新居浜市内に在住の営利目的でない個人の方

### 掲示場所

廃棄物対策課のホームページ、市役所1階ロビー

### 登録受付

廃棄物対策課のホームページ  
廃棄物対策課窓口・電話

### 登録できないもの

- 車やバイク
- 商品券や旅行券などの金券
- 貴金属や美術品など高価なもの
- 法律によりリサイクル料金が科せられるもの（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など）

なお、児童・生徒の制服類を譲り受けたい方は、学校、幼稚園、保育園に通う予定の方と、すでに通っている方に限ります。

（健康保険証、学生証等で確認させていただく場合があります。）



あなたのおもちゃ  
使ってくれる人が  
いればいいね



# 禁止行為について

## 不法投棄は犯罪です！

家庭から出るごみや、企業活動などによって排出される産業廃棄物は、決められたルールによって処理することになっています。

ルールを守らずにごみを不法投棄することは法律により禁止されており、違反した場合は**5年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）のいずれか又はその両方が科されます。**



市では、不法投棄の多発地点を中心に定期パトロールを実施するとともに、不法投棄されそうな場所について、監視カメラや警告看板を設置しています。悪質な不法投棄や産業廃棄物の不法投棄の場合、随時警察へ通報し、投棄者が特定できた場合には厳しく対処を行うとともに、国や県の関係機関とも連携を図り撤去を行っています。

不法投棄の現場を見かけたら、現場の状況（日時・場所・廃棄物の内容）や車両ナンバー等を警察に通報し、また廃棄物が産業廃棄物の場合は、愛媛県の産業廃棄物不法投棄等通報フォームにて、通報をお願いします。緊急を要する場合は、東予地方局（0897-56-1300）へご連絡をお願いします。

**※無理は禁物ですので、不用意に近づいたり注意をしったりしないでください！**

## 廃棄物の野焼きは出来ません

法律により平成13年4月から、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因となる廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」が一部の例外を除き禁止となっており、違反した場合は**5年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金のいずれか又はその両方が科されます。**

ただし、例外として以下の焼却は認められていますが、**近隣住民への生活環境へ影響があると判断される場合には改善命令や各種の行政指導の対象となります。**

＜例外として認められるもの＞

- 法律に定められた処理基準に従って行われる廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：地域の行事における不要になった門松、しめ縄などの焼却）
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：農業者が行う稲わら・みかんの剪定枝等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却）
- たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（例：たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却）



**野焼きに関するお問い合わせは、市役所環境政策課（65-1512）まで**

## 資源ごみの持ち去り行為禁止！

ごみステーションに出された、古紙（新聞等）などの資源ごみを、市が回収する前にトラックなどで持ち去る行為が横行していたため、新居浜市では平成21年10月1日から『新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』により、ごみステーションからの資源ごみの持ち去り行為を禁止しています。違反者には**20万円以下の罰金**が科されます。

もし、資源ごみ（古紙類、びん・缶、布類、ペットボトル）の持ち去り行為を見かけた場合は、直接注意をせずに、廃棄物対策課（65-1252）までご連絡（日時・場所・車両ナンバーなど）をお願いします。

なお、資源ごみにつきましては、収集日の前日ではなく、当日の朝7時30分までに出してください。また、なるべく地域の集団回収をご利用ください。

